

「安全宣言運動」実施要綱

平成 26 年 8 月
青森労働基準監督署

1 目的

当署管内における労働災害による死亡及び休業 4 日以上の死傷者数は、平成 22 年から平成 24 年まで 3 年連続で増加しましたが、平成 25 年には 4 年ぶりで減少に転じたところです。

しかしながら、平成 26 年 7 月末現在では、前年同期に比べ増加に転じたところです。

労働災害を防止するためには、労働安全衛生関係法令を順守することはもちろんのこと、事業場の自主的な安全衛生活動の積極的な展開が不可欠です。

このため、自主的な安全衛生活動の一環として、各事業場においては、人命尊重の基本に立ち返り、経営トップ自らが労働災害防止のための基本方針を表明し、また、その実現のための具体的な行動目標を設定し、労使一体となって労働災害の防止に向けて取り組むことを目的とします。

2 実施期間

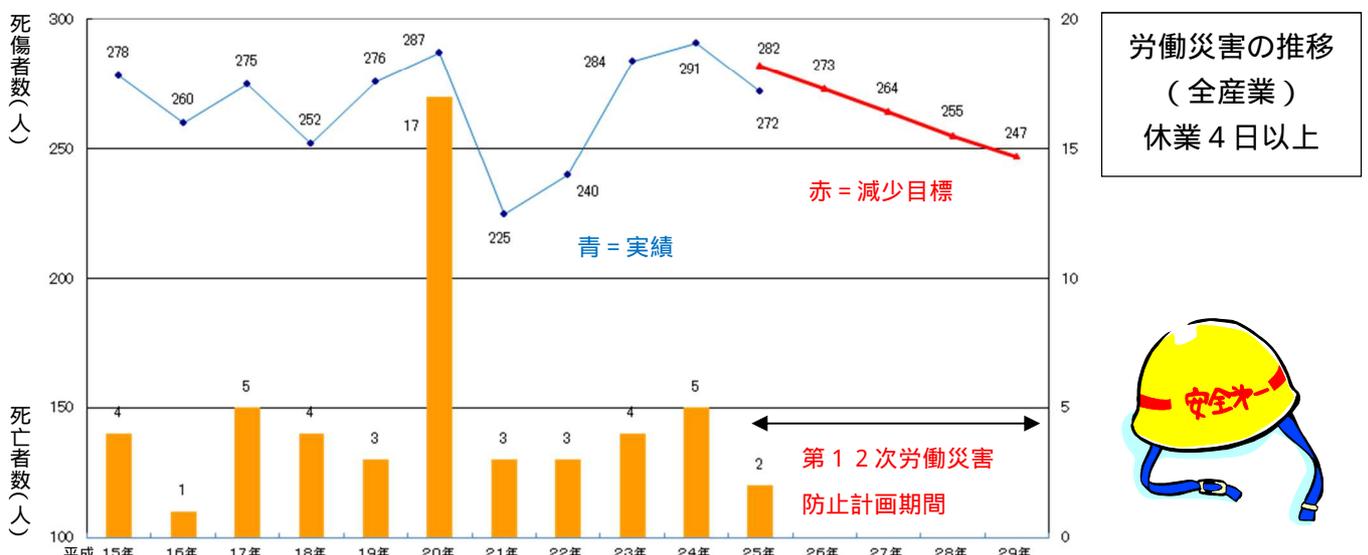
平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで

3 実施方法

事業場の経営トップが、労働災害防止のための「基本方針」と「行動目標」を内容とした「安全宣言」を作成する。安全宣言の内容は、過去の労働災害の発生状況や日常の安全衛生活動の問題点等を踏まえ、具体的に誰でも分かりやすいものとする。

「安全宣言」は、事業場内の掲示板や休憩室などに掲示し全労働者に周知するほか、朝礼で行動目標を唱和するなど、労働者の安全衛生意識の高揚のために積極的に活用する。

「安全宣言」の様式は、各事業場で工夫し作成する。(様式の例は別添のとおり)



安全宣言

労働災害防止の基本方針
を簡潔に表明する。

（ 当社は、「安全は全てに優先する」を実践し、
労働災害のない安心・安全な職場を目指します。 ）

具体的な行動目標を設定する。

〔行動目標〕

- 1 機械のトラブル発生時には、必ず機械を止めて、安全を確認してから対応します。
- 2 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）活動を仕事の基本とし、「ひと仕事・ひと片付け」を実行します。
- 3 作業標準を策定し、作業標準のもとに作業を行います。
- 4 ヒヤリ・ハット体験を活用し、安全対策を確実に実施します。
- 5 危険予知と指差呼称で安全を確認し行動します。

平成26年 月 日

株式会社

代表取締役